

国民年金法施行令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

◎◎◎◎◎
国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）（抄）（第一条関係）
厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）（抄）（第二条関係）
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄）（第三条関係）
高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（抄）（第四条関係）
厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則
第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）（抄）（第五条関係）—8
◎独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）（抄）（第六条関係）

(第一条關係)

(傍線の部分は改正部分)

備考	(略) 一一一 七二一	一〇九二八	ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果 、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	動弁以下のもの
----	-------------------	-------	--	---------

備考	(略) 一二一 七二一	一〇九二八	(略) 一上肢のすべての指を欠くもの 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの 両下肢のすべての指を欠くもの
----	-------------------	-------	---

(傍線の部分は改正部分)

別表第一（第三条の八関係）	改 正 案	別表第一（第三条の八関係）	現 行
一 次に掲げる視覚障害		一 両眼の視力が○・一以下に減じたもの	
イ 両眼の視力がそれぞれ○・一以下に減じたもの		イ 両眼の視力が○・一以下に減じたもの	
ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下に減じたもの		ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下に減じたもの	
ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下に減じたもの		ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下に減じたもの	
二・三 (略)		二・三 (略)	
四 脊柱の機能に著しい障害を残すもの		四 脊柱の機能に著しい障害を残すもの	
五・四 (略)		五・四 (略)	
(備考)		(備考)	
一・四 (略)		一・四 (略)	
別表第二（第三条の九関係）		別表第二（第三条の九関係）	
一 両眼の視力がそれぞれ○・六以下に減じたもの		一 両眼の視力が○・六以下に減じたもの	
二・三 (略)		二・三 (略)	
四 両眼による視野が二分の一以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が一〇〇点以下若しくは両眼中心視野視認点数が四〇点以下に減じたもの		四 両眼による視野が二分の一以上欠損したもの又は両眼の視野が一〇度以内のもの	
五・八 (略)		五・八 (略)	

九 脊柱の機能に障害を残すものの

十
二
二
十二

(略)

一
五
(備考)
(略)

九 脊柱の機能に障害を残すものの

十
二
二
十二

(略)

一
五
(備考)
(略)

(傍線の部分は改正部分)

備考	
(略)	<p>二 視野角度が五六度以下のもの</p> <p>二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの</p> <p>二 （略）</p> <p>一 上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>一 下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>二 （略）</p>

備考	
(略)	<p>二 （略）</p> <p>二 上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>一 下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>二 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

	改	正	案	現	行
	別表 （第三条関係）			別表 （第三条関係）	
一 次に掲げる視覚障害				一 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。口において同じ。）がそれぞれ○・○七以下のもの	一 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。）の和が○・○八以下のもの
ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野視野角度が五六度以下のもの	ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの	ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下のもの	ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下のもの	ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下のもの	ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下のもの
二九二八（略）	二九二八（略）	二九二八（略）	二九二八（略）	二九二八（略）	二九二八（略）
二十一 上肢の全ての指を欠くもの	二十一 上肢のすべての指を欠くもの	二十一 上肢のすべての指を欠くもの	二十一 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	二十一 上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	二十一 上肢のすべての指を欠くもの
二十二 下肢の全ての指を欠くもの	二十二 下肢のすべての指を欠くもの	二十二 下肢のすべての指を欠くもの	二十二 下肢のすべての指を欠くもの	二十二 下肢のすべての指を欠くもの	二十二 下肢のすべての指を欠くもの
二十三 （略）	二十三 （略）	二十三 （略）	二十三 （略）	二十三 （略）	二十三 （略）
二十四 上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	二十四 上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	二十四 上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	二十四 上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	二十四 上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	二十四 上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
二十五 下肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	二十五 下肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	二十五 下肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	二十五 下肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	二十五 下肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	二十五 下肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
二十六 （略）	二十六 （略）	二十六 （略）	二十六 （略）	二十六 （略）	二十六 （略）
二十七 （略）	二十七 （略）	二十七 （略）	二十七 （略）	二十七 （略）	二十七 （略）

◎ 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号）（抄）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

二	一	級 一	障害の程度	別表第一（第七条関係）	改 正 案		
一 六 一 一一	五 四 二 ・ 三	一	一	口 イ の ハ ゴ ル ド マ ン 型 視 野 計 に よ る 測 定 の 結 果 、 両 眼 の I ／ 四 視 標 に よ る 周 辺 視 野 角 度 の 和 が そ れ ぞ れ 八 〇 度 以 下 か つ I ／ 二 視 標 に よ る 両 眼 中 心 視 野 角 度 が 二 八 度 以 下 の も の 二 自 動 視 野 計 に よ る 測 定 の 結 果 、 両 眼 開 放 視 認 点 数 が 七 〇 点 以 下 か つ 両 眼 中 心 視 野 視 認 点 数 が 二 〇 点 以 下 の も の (略)	次 に 掲 げ る 視 覚 障 害 兩 上 肢 の 全 て の 指 を 欠 く も の 兩 上 肢 の 全 て の 指 の 機 能 に 著 し い 障 害 を 有 す る も の (略)	障 害 の 状 態 次 に 掲 げ る 視 覚 障 害 兩 眼 の 視 力 が そ れ ぞ れ 〇 ・ 〇 三 以 下 の も の 口 一 眼 の 視 力 が 〇 ・ 〇 四 、 他 眼 の 視 力 が 手 動 弁 以 下 の も の ハ ゴ ル ド マ ン 型 視 野 計 に よ る 周 辺 視 野 角 度 の 和 が そ れ ぞ れ 八 〇 度 以 下 か つ I ／ 二 視 標 に よ る 両 眼 中 心 視 野 角 度 が 二 八 度 以 下 の も の 二 自 動 視 野 計 に よ る 測 定 の 結 果 、 両 眼 開 放 視 認 点 数 が 七 〇 点 以 下 か つ 両 眼 中 心 視 野 視 認 点 数 が 二 〇 点 以 下 の も の (略)	正 案
次 に 掲 げ る 視 覚 障 害 兩 上 肢 の 全 て の 指 を 欠 く も の 兩 上 肢 の 全 て の 指 の 機 能 に 著 し い 障 害 を 有 す る も の (略)	口 一 眼 の 視 力 が 〇 ・ 〇 四 、 他 眼 の 視 力 が 手 動 弁 以 下 の も の ハ ゴ ル ド マ ン 型 視 野 計 に よ る 周 辺 視 野 角 度 の 和 が そ れ ぞ れ 八 〇 度 以 下 か つ I ／ 二 視 標 に よ る 両 眼 中 心 視 野 角 度 が 二 八 度 以 下 の も の 二 自 動 視 野 計 に よ る 測 定 の 結 果 、 両 眼 開 放 視 認 点 数 が 七 〇 点 以 下 か つ 両 眼 中 心 視 野 視 認 点 数 が 二 〇 点 以 下 の も の (略)	障 害 の 状 態 次 に 掲 げ る 視 覚 障 害 兩 眼 の 視 力 が そ れ ぞ れ 〇 ・ 〇 三 以 下 の も の 口 一 眼 の 視 力 が 〇 ・ 〇 四 、 他 眼 の 視 力 が 手 動 弁 以 下 の も の ハ ゴ ル ド マ ン 型 視 野 計 に よ る 周 辺 視 野 角 度 の 和 が 〇 ・ 〇 四 以 下 の も の 二 自 動 視 野 計 に よ る 測 定 の 結 果 、 両 眼 開 放 視 認 点 数 が 七 〇 点 以 下 か つ 両 眼 中 心 視 野 視 認 点 数 が 二 〇 点 以 下 の も の (略)	正 案				

二	一	級 一	障害の程度	別表第一（第七条関係）	現 行
一 六 一 一一	五 四 二 ・ 三	一	一	兩 眼 の 視 力 の 和 が 〇 ・ 〇 四 以 下 の も の (略)	現 行
兩 眼 の 視 力 の 和 が 〇 ・ 〇 五 以 上 〇 ・ 〇 八 以 下 (略)	兩 上 肢 の 全 て の 指 を 欠 く も の 兩 上 肢 の 全 て の 指 の 機 能 に 著 し い 障 害 を 有 す る も の (略)	兩 上 肢 の 全 て の 指 を 欠 く も の 兩 上 肢 の 全 て の 指 の 機 能 に 著 し い 障 害 を 有 す る も の (略)	兩 眼 の 視 力 の 和 が 〇 ・ 〇 四 以 下 の も の 口 一 眼 の 視 力 が 〇 ・ 〇 四 、 他 眼 の 視 力 が 手 動 弁 以 下 の も の ハ ゴ ル ド マ ン 型 視 野 計 に よ る 周 辺 視 野 角 度 の 和 が 〇 ・ 〇 四 以 下 の も の 二 自 動 視 野 計 に よ る 測 定 の 結 果 、 両 眼 開 放 視 認 点 数 が 七 〇 点 以 下 か つ 両 眼 中 心 視 野 視 認 点 数 が 二 〇 点 以 下 の も の (略)	現 行	

級三		級	
四二 ・ 三	一 七 二 八	一一一 ○ 九 二 八	<p>イ 両眼の視力がそれぞれ〇・〇七以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの</p> <p>(略)</p> <p>一上肢の全ての指を欠くもの</p> <p>一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>兩下肢の全ての指を欠くもの</p> <p>(略)</p> <p>次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの</p> <p>ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下に減じたもの</p> <p>ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下に減じたもの</p> <p>(略)</p> <p>脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p>
			<p>ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの</p> <p>ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの</p> <p>(略)</p> <p>一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>兩下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>(略)</p> <p>一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>兩下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>(略)</p> <p>脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p>

級三		級	
四二 ・ 三	一 七 二 八	一一一 ○ 九 二 八	
			<p>(略)</p> <p>一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>兩下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>(略)</p> <p>一上肢のすべての指を欠くもの</p> <p>一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>兩下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>(略)</p> <p>脊柱の機能に著しい障害を残すもの</p>

備考
一
五
(略)

五
一
四
(略)

備考
一
五
(略)

五
一
四
(略)

◎ 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）附則第八条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）第一条の規定による改正前の農業者年金基金法施行令（昭和四十五年政令第二百六十六号）（抄）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案		現 行	
		別表（第六条、第六条の三、第九条の五、第十二条、第十二条の二 関係）		別表（第六条、第六条の三、第九条の五、第十二条、第十二条の二 関係）	
番号	一 次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ〇・一以下に減じたもの ロ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼 のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 八十度以下に減じたもの ハ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点 数が七十点以下に減じたもの （略）	障 害 の 状 態	番号	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの （略）	障 害 の 状 態
二・三	脊柱の機能に著しい障害を残すもの 一上肢の三大関節のうち、二以上の関節の用を廢 したもの 一下肢の三大関節のうち、二以上の関節の用を廢 したもの （略）		二・三	脊柱の機能に著しい障害を残すもの 一上肢の三大関節のうち、二以上の関節の用を廢 したもの 一下肢の三大関節のうち、二以上の関節の用を廢 したもの （略）	
八 七 六 五 四 三	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又は おや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指 以上を失つたもの （略）		八 七 六 五 四 三	一上肢のおや指及びひとさし指を失つたもの又は おや指若しくはひとさし指をあわせ一上肢の三指 以上を失つたもの （略）	

九

おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指以上の用を廃したもの
一下肢をリストラン関節以上で失つたもの

二 両下肢の全ての足ゆびを失い、又はその用を廃したもの

(略) 一四三・一二〇 おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指以上の用を廃したもの
一下肢をリストラン関節以上で失つたもの

二 両下肢の全ての足ゆびを失い、又はその用を廃したもの
（略） 一四三・一二一 おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指以上の用を廃したもの
一下肢をリストラン関節以上で失つたもの

二 両下肢のすべての足ゆびを失い、又はその用を廃したもの
（略） 一四三・一二〇 おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指以上の用を廃したもの
一下肢をリストラン関節以上で失つたもの

備考

(略)

おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指以上の用を廃したもの
一下肢をリストラン関節以上で失つたもの

二 両下肢のすべての足ゆびを失い、又はその用を廃したもの
（略） 一四三・一二一 おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指以上の用を廃したもの
一下肢をリストラン関節以上で失つたもの

備考

(略)

二 両下肢のすべての足ゆびを失い、又はその用を廃したもの
（略） 一四三・一二〇 おや指及びひとさし指をあわせ一上肢の四指以上の用を廃したもの
一下肢をリストラン関節以上で失つたもの